

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり) 消費税抜き 超過料金は1㎡につき

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓						
	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円					
昭和 21. 4. 1	10	2 0.17						10	2.8	0.2	36	5.4	0.11			10	3.5	1	0.09										
22. 4. 1	10	4.5	0.38					10	6.5	0.45	36	9	0.2			10	8	1	0.2										
23. 1. 3	10	30	3					10	43.5	4.35	36	60	1.65			10	55	1	1.3										
24. 4. 1	10	60	7					10	87	9	36	120	4			10	130	12	1	3									
26. 4. 1	10	90	9.2					10	150	15	40	240	8			10	300	30	1	5									
27. 4. 1	10	110						10	200		40	300				10	500	1	8										
28. 4. 1	10	180	23	360	23	360	23	20	220	25	100	1,000	12			10	500	60	1	10			5人 まで	180	35	10	160	18	
29. 5. 1	10	230	25	460	23	460	23	100	2,000	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30	1	20			5人 まで	230	40	10	200	25	
39. 4. 1	10	285	30	570	30	1,000	2,400	30	10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40	1	20					10	250	30	
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	10	420	50	100	2,300	30											10	320	45	
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115			10	560	95	100	4,100	60															
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140			10	630	115	100	4,600	70															
59. 4. 1	10	800	120																										
63. 4. 1	10	980	145																										
平成 4. 12. 1	10	1,330	200																										

種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓		
	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	
12. 6. 1	10	1,300	190	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

旧大和町

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)										
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金								
改定日	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	10m ³ を超え 30m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え の部分	m ³	円	1m ³ につき	1m ³ を超え 10m ³ までの 部分	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え の部分	円	1m ³ につき	
平成 4. 4. 1	10	1,100	130	/	/	/	/	/	/	20	1,650	130	/	/	/	/	100	6,710	130
8. 11. 1	10	1,175	140	/	/	/	/	/	/	20	1,875	140	/	/	/	/	100	7,475	140
12. 5. 1	8	1,100	/	150	150	150	160	160	170	20	2,000	/	150	160	160	170	100	8,625	170
16. 5. 1	8	1,100	/	180	190	190	200	210	220	20	2,000	/	190	200	210	220	100	8,625	220

新佐賀市

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/m ³)	
		m ³	円	m ³	円	m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分
平成 18. 4. 1	一般用	10	1,300	190	190	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		※上表からの読み替え		(大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分		(諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分	
		280円	220円	155m ³ を超え 250円	310円	80m ³ を超え 100m ³ を超える部分	100m ³ を超える部分
		10	1,300	190	190	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
平成 18. 4. 1	工場用	10	1,300	190	190	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		1	135	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	95	240	240	280	310
平成 18. 4. 1	湯屋用	1	135	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	95	240	240	280	310
平成 18. 4. 1	福祉用	1	95	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	515	195	195	240	280
平成 18. 4. 1	臨時給水用	1	515	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	515	195	195	240	280

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/m ³)	
		m ³	円	m ³	円	m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
平成 19. 3. 1	一般用	10	1,300	190	190	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		※上表からの読み替え		(大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分		(諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分	
		280円	220円	155m ³ を超え 250円	300円	80m ³ を超え 100m ³ までの部分	100m ³ を超え 3,000m ³ までの部分
		10	1,300	190	190	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
平成 19. 3. 1	工場用	10	1,300	190	190	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		1	135	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	95	240	240	280	310
平成 19. 3. 1	湯屋用*	1	135	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	95	195	195	240	280
平成 19. 3. 1	福祉用	1	95	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	515	195	195	240	280
平成 19. 3. 1	臨時給水用	1	515	195	195	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	515	195	195	240	280

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

旧久保田町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1 m³につき)

改定日	種別	基本水量 m ³	料金 円	超過料金 (円/m ³)		
				8 m ³ を超え 30 m ³ までの部分	30 m ³ を超え 50 m ³ までの部分	50 m ³ を超える部分
-	一般用	8	1,300	227	283	308
	プール用	8	1,300	227	283	308
	臨時用	8	4,800	400	400	400
	福祉用	8	1,300	280	300	300
	消火栓用			訓練用 1栓 1回10分 1,500円		

※消火栓用については、企業長が必要ないと認めるときは、料金を免除することができる。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)					
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金			
改定日	m ³	円	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	15m ³ を超え 35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え の部分	1m ³ につき 10m ³ までの 部分	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え の部分	円	円	1m ³ につき
平成 10.12.24	10	1,175	140	150	160	170	140	140	150	160	170	100	7,475	140
12. 5.1	8	1,100	150	150	160	170	2,000	2,000	150	160	170	100	8,625	170
16. 5.1	8	1,100	180	190	200	210	2,000	2,000	190	200	210	100	8,625	220

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)	
				30m ³ を超え 60m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分
平成 18.4.1	一般用	m ³	円	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分
		10	1,300	190	280
	工場用	m ³	円	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		10	1,300	190	280
湯屋用	1	135			
	福祉用	1	95		
		1	515		
	臨時給水用	1	515		

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)	
				30m ³ を超え 60m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分
平成 19.3.1	一般用	m ³	円	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分
		10	1,300	190	280
	工場用	m ³	円	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		10	1,300	190	280
湯屋用	1	135			
	福祉用	1	95		
		1	515		
	臨時給水用	1	515		

富士南部簡易水道事業 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別	一般用	
	基本水量	料金
改定日	m ³	円
平成 16. 4.1	8	1,000
	9m ³ を超え 25m ³ までの部分	80
	26m ³ を超え 50m ³ までの部分	90
	50m ³ を超える部分	100

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料金		超過料金 (円/m ³)				
			円	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
平成 23.4.1	一般用	10	1,300	円	190	195	240	270	200
					<small>※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置</small>				
	工場用	10	1,300	円	190	195	240	270	96
					<small>◎(H27年3月31日まで) 10m³を超え10m³を超える部分 100円</small>				
湯屋用*	1		135						
福祉用	1		95						
臨時給水用	1		515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

2 協定水量と用水単価の経緯

(1) 佐賀東部水道企業団

年	協定(契約)水量		計画受水量	用水料金		受水費 (消費税抜き)
	責任水量制	佐賀地区： 40,600m ³ /日		31円/m ³ (未供給地区) 44円/m ³ (供給地区)	基本料金： 62円/m ³ 使用料金： 24円/m ³	
昭和59～62年度 昭和63～平成3年度			—			459,389千円 652,036千円
平成4～7年度		佐賀地区： 42,890m ³ /日				1,172,081千円
平成8年度		佐賀地区： 39,130m ³ /日	佐賀地区： 23,000m ³ /日			1,313,766千円
平成9～10年度	協定水量制	佐賀地区： 34,950m ³ /日				1,314,365千円
平成11～13年度		佐賀地区： 31,350m ³ /日	佐賀地区： 21,000m ³ /日			1,183,695千円
平成14～16年度		佐賀地区： 30,610m ³ /日				1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	佐賀地区： 35,453m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日			567,157千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 35,453m ³ /日 諸富地区： 6,052m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,543m ³ /日			平成18年度： 1,358,218千円 平成19年度： 1,363,542千円
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,778m ³ /日 諸富地区： 5,973m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,513m ³ /日			平成20年度： 1,224,475千円 平成21年度： 1,222,204千円 平成22年度： 1,221,521千円
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,187m ³ /日 諸富地区： 5,960m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,483m ³ /日			平成23年度： 1,127,322千円 平成24年度： 1,126,356千円 平成25年度： 1,125,080千円
平成26年4月～ 平成29年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,716m ³ /日 諸富地区： 5,819m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,252m ³ /日			平成26年度： 1,040,116千円 平成27年度： 1,042,876千円 平成28年度： 1,039,953千円
平成29年4月～ 令和2年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,790m ³ /日 諸富地区： 5,913m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日 諸富地区： 3,268m ³ /日			平成29年度： 966,856千円 平成30年度： 965,158千円 令和元年度： 968,286千円

年 度	協定水量		計画受水量		用水料金		受水費	
	変更 協定水量制	佐賀地区： 諸富地区：	佐賀地区： 諸富地区：	佐賀地区： 諸富地区：	基本料金： 使用料金：	基本料金： 使用料金：	令和2年度： 令和3年度： 令和4年度：	970,823千円 ----- ----- -----
令和2年4月～ 令和5年3月		34,191m ³ /日 5,789m ³ /日	20,500m ³ /日 3,171m ³ /日	50円/m ³ 28円/m ³			66,708千円 ----- -----	

(注) 佐賀地区の受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

(2) 佐賀西部広域水道企業団

年	契約水量		計画受水量		用水料金		受水費	
	協定水量制	久保田地区： 久保田地区：	久保田地区： 久保田地区：	久保田地区： 久保田地区：	基本料金： 使用料金：	基本料金： 使用料金：	令和2年度： 令和3年度：	66,708千円 ----- -----
令和2年4月～ 令和4年3月		2,814m ³ /日	2,177m ³ /日	62円/m ³ 10円/m ³				

(消費税抜き)

(注) 契約水量は佐賀西部広域水道企業団の施設計画上の水量であり、当分の間の協定水量は2,559m³/日

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、毎年度実施していた「上下水道フェア」を新型コロナウイルス感染防止の目的により中止にし、水道週間のスローガンである「飲み水を未来につなごう ぼくたちで」に沿って、過去・現在・未来の佐賀市水道事業の取組を、生活情報誌「月刊ふらぎ佐賀（2020年6月号）」に掲載しました。

毎年6月1日から6月7日まで は『水道週間』です!

第62回「水道週間」スローガン
『飲み水を 未来につなごう ぼくたちで』

「水道週間」とは、水道事業の現状や、より質の高い安全で良質な水を安定的に供給するための課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るため、昭和34年に設けられた週間です。この週間に関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するもので、佐賀市上下水道局では、この水道週間に合わせ、毎年「上下水道フェア」を開催しています。※本年度の上下水道フェアは、新型コロナウイルス感染防止のため延期しています。

1 佐賀市水道の歴史を振り返る

水道の歴史①
日本で初めての「さく井式水道(井戸)」
大正5年11月29日、第1水源地(標置公民館敷地内)・第2水源地(鶴舞小学校敷地内)・第3水源地(多布川町)から導水を開始しました。
※現在は廃止

水道の歴史②
井戸から河川(多布施川)へ
井戸水量が減少する一方、人口は増加し続けていたため、昭和29年に多布施川を水源とする河川式水道となりました。
※現在の神野浄水場の源流です。

2 佐賀市水道の現在

災害に強い水道を整備しています
近年頻発する災害に加え、災害時でも安定して給水できるような強靱な水道の構築を目指しています。
その構築の一環として、耐震性を備えた水道管を使用し、更新工事に取り組むなど、「管路の耐震化」を積極的に進めています。

3 未来につなぐ佐賀市の水道

安全と安心を未来へ
厳しい経営環境が予想される今後の人口減少社会下においても、安全で信頼な水道を持続できるよう、「上下水道ビジョン」「経営戦略」を策定し、90年先を見据えた施策を計画しています。
これらの施策を確実に実施し、水道の安全と安心を未来につないでいきます。

インフルエンザの予防対策と同様、新型コロナウイルスの対策として、「手洗い・うがい」を行うことは、感染予防に効果があるといわれています。なお、手洗いは、石鹸等を用いて流水にて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔なタオルやペーパータオルなどで水を十分によく絞ってください。

佐賀市上下水道局
TEL 0952-33-1330
FAX 0952-33-1315 E-mail: sulsomu@city.saga.lg.jp
〒840-8528 佐賀市若菜三丁目6番60号 URB http://www.water.saga.saga.jp

(2) 施設見学

令和2年度の見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小 学 校 (引率者含む)	1, 3 1 6 名	3 6 7 名
	そ の 他	4 7 名	3 1 名
一 般		7 名	2 5 3 名
計		1, 3 7 0 名	6 5 1 名

(3) ホームページ

令和3年4月、上下水道局ホームページから電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）ができるように、また、スマートフォン対応とするため、上下水道局ホームページをリニューアルしました。

URL : <https://www.water.saga.saga.jp>

(4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって実施回数が減少しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
1回	1会場	31名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

〈2020 秋号（表紙）〉



〈2021 春号（表紙）〉



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

(7) その他の広報

①ラッピングバス（佐賀市営バス）による広報

平成 22 年度に、非常用のボトル水「水とっと」の製造開始をPRするためのスポット広告としてスタートしました。

平成 26 年度からは、車両の片面を「飲んでみらんね佐賀ん水」と水道水をPRし、もう片面を「バイオマス産業都市」PR用として、車体全体を使ったラッピングバスとして実施し、ほぼ市内全域を年間通して走っていることから、水道・下水道のPRとして、大変有効な手段となっています。



②佐賀市立野球場への広告掲載

平成 23 年度、佐賀市立野球場内壁ラバーフェンス（右中間）に「安全安心 おいしい水道水」の広告掲載をスタートしました。

経年劣化が進んでいた令和 3 年 6 月には、新型コロナウイルスの感染症対策として改めて注目されている手洗い（うがい）を奨励し、また野球場での広告であることも踏まえた広告コピー「手洗いは健康のファインプレー」に一新しました。



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図



